

練馬区介護保険施設等指導および監査実施要綱

平成18年10月10日

18練福介第3096号

(趣旨)

第1条 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第23条、第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項および第115条の45の7第1項ならびに健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法（以下「旧法」という。）第112条第1項の規定に基づき、介護保険施設等に対して、練馬区（以下「区」という。）が行う指導および監査について、必要な事項を定めるものとする。

(指導および監査の目的)

第2条 指導および監査は、介護保険施設等に対して行う介護給付、予防給付および第1号事業支給費の支給（以下「介護給付等」という。）に係る居宅サービス等（以下「介護給付等対象サービス」という。）の内容、介護給付等に係る費用（以下「介護報酬等」という。）の請求ならびに業務管理体制の整備等に関し、法令、通達および区が別に定める指導に係る基準（以下「指導基準等」という。）に対する適合状況等について、個別に明らかにし、必要な助言および指導または是正の措置を講ずることにより、介護給付等対象サービスの質の確保と利用者保護、介護給付等の適正化および業務管理体制の適正な整備・運用を図ることを目的とする。

(指導および監査の対象)

第3条 この要綱に基づく指導および監査の対象は、つぎに掲げる介護保険施設等とする。

- (1) 指定居宅サービス事業者
- (2) 指定地域密着型サービス事業者
- (3) 指定地域密着型介護予防サービス事業者
- (4) 指定居宅介護支援事業者
- (5) 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院および指定介護療養型医療施設
- (6) 指定介護予防サービス事業者
- (7) 居宅介護および介護予防のための住宅改修を行う者等
- (8) 指定介護予防支援事業者
- (9) 第1号事業を行う指定事業者
- (10) 前各号（第7号を除く。）に掲げる者の特例によりサービスを行う者

(指導方針)

第4条 指導は、介護給付等対象サービスの取扱い、介護報酬等の請求および業務管理体制

の整備等に関する事項について周知徹底させるとともに、指導基準等に照らし改善の必要があると認められる事項については、適切な助言および指導を行うことを方針とする。

(指定市町村事務受託法人)

第4条の2 区は、運営指導に当たり、法第23条に基づく文書の提出等について、法第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人（以下「事務受託法人」という。）に対し、業務の一部を委託することができる。

(指導形態等)

第5条 指導の形態は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 集団指導

指導の対象となる介護保険施設等を、必要な指導の内容に応じ、年1回以上、一定の場所に集めて講習等の方法により行う。ただし、必要と認めるときは、オンライン等（オンライン会議システム、ホームページ等をいう。）の活用による動画の配信等により実施することができる。

(2) 運営指導

ア 運営指導の形態

運営指導は、つぎの⑦から⑨までの内容について、原則、実地に行い、区長が単独で行うものを「一般指導」とし、厚生労働大臣および都道府県知事もしくは区長、または都道府県知事および区長が合同で行うものを「合同指導」とする。この場合において、⑦から⑨までの実施については、効率的な実施の観点から、それぞれ分割して実施することも差し支えない。

⑦ 介護サービスの実施状況指導

個別サービスの質（施設・設備や利用者等に対するサービスの提供状況を含む。）に関する指導

⑧ 最低基準等運営体制指導

指導基準等に規定する運営体制に関する指導（⑨に関するものを除く。）

⑨ 報酬請求指導

加算等の介護報酬請求の適正実施に関する指導

イ 実施頻度

運営指導は、原則として指定の有効期間内に少なくとも1回以上、指導の対象となる介護保険施設等について行う。ただし、居宅サービス（居住系サービスに限る。）、地域密着型サービス（居住系サービスまたは施設系サービスに限る。）または施設サービスについては、3年に1回以上の頻度で行うよう努めるものとする。

ウ 運営指導の内容

⑦ 運営指導の実施に当たっては、指導基準等への適合性に関し、介護保険施設等による自己点検を励行するものとし、ア⑦および⑧については、介護サービスの質の確保、利用者保護等の観点から重要と考えられる標準的な確認すべき項目（以下「確認項目」という。）および標準的な確認すべき文書（以下「確認文書」という。）に基づき実施する。

④ 運営指導（ア⑦および④に限る。）においては、確認項目以外の項目は、特段の事情がない限り確認を行わないものとし、確認文書以外の文書は原則求めないものとする。

（指導対象）

第6条 指導は全ての介護保険施設等を対象とし、効率的な指導を行う観点から、その選定についてはつぎに掲げる選定基準および一定の方針に基づき行う。

(1) 集団指導の対象

集団指導は、区が指定権限を持つ全ての介護保険施設等を対象に行い、その指導内容等により、サービス種別ごとに実施するものとする。

(2) 運営指導の対象

ア 一般指導

⑦ 一般指導は、実施頻度や個別事由を勘案し、計画的に実施できるよう、原則毎年度、介護保険施設等を選定する。

④ その他、特に一般指導が必要と認められる介護保険施設等を選定する。

イ 合同指導

一般指導の対象とした介護保険施設等の中から選定する。

(3) 東京都知事との連携

区長は、東京都知事と連携を図り、必要な情報交換を行うことで適切な集団指導および運営指導の実施に努めるものとする。

2 介護保険施設等に対し、都道府県および他の区市町村が一般指導等を行った結果、特に問題が認められなかった介護保険施設等については、当該年度における区の運営指導は省略して差し支えないものとする。

（指導の実施方針および実施計画）

第7条 指導を効率的かつ効果的に実施するため、指導の重点事項等掲げる指導実施方針（以下「実施方針」という。）を、毎年度、別に定めるものとする。

2 前項に規定する実施方針に基づき、当該年度の指導班の編成等を含む実施計画を、毎年度、別に作成するものとする。

（指導の実施方法）

第8条 指導の実施方法は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 集団指導

ア 実施通知

集団指導の日時、場所、出席者、指導内容等を文書により当該介護保険施設等に対して原則として2月前までに通知する。

イ 指導方法

実施に当たっては、介護保険施設等に対して、指導内容の理解を深めるため質問や個別相談等の機会を設ける等工夫する。この場合において、集団指導に欠席した介護保険施設等には、当日使用した資料を練馬区ケア倶楽部等のホームページに掲載する等必要な情報提供に努めるとともに、オンライン等の活用による動画の配信等による

場合は、配信動画の視聴や資料の閲覧状況について確認する。

(2) 運営指導

ア 実施通知

指導の対象となる介護保険施設等を決定したときは、あらかじめ運営指導の根拠規定および目的、日時、場所、指導担当者、出席者、準備すべき書類等ならびに当日の進め方、流れ等を文書により、当該介護保険施設等に原則として1月前までに通知する。ただし、緊急に指導を実施する必要があると判断した場合には、指導の当日に通知を行うことができるものとする。

イ 指導方法

指導方法は、つぎに定めるとおりとする。

- (7) 運営指導は、指導基準等に基づき、関係者から関係書類等を基に説明を求め、面談方式で行う。
- (8) 業務管理体制の整備・運用状況の確認等に当たっては、「介護サービス事業者に係る業務管理体制の監督について」（平成21年3月30日老発第0330077号厚生労働省老健局長通知）を踏まえ実施する。
- (9) 施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外の実地でなくても確認できる内容（最低基準等運営体制指導および報酬請求指導に限る。）の確認については、情報セキュリティの確保を前提としてオンライン等を活用することができる。活用にあたっては、介護保険施設等の過度な負担とならないよう十分に配慮する。

ウ 運営指導の留意点

(7) 所要時間の短縮等

運営指導の所要時間については、確認項目を踏まえることで、一の介護保険施設等当たりの所要時間をできる限り短縮し、介護保険施設等と区双方の負担を軽減し、運営指導の頻度向上を図る。

(8) 同一所在地等の運営指導の同時実施

同一所在地や近隣に所在する介護保険施設等に対する運営指導については、できるだけ同日または連続した日程で行うなどにより効率化を図る。

(9) 関連する法律に基づく監査の同時実施

老人福祉法（昭和38年法律第133号）等の法に関連する法律に基づく監査との合同実施については、介護保険施設等の状況も踏まえた上で、自治体の担当部門間で調整を行い、同日または連続した日程で行うことを一層推進する。

(10) 運営指導で準備する書類等

運営指導において準備する文書は、原則として、前年度から直近の実績に係るものとし、介護保険施設等に対して運営指導の事前または当日に提出を求める資料および書類の写し等については1部とし、区が既に保有している文書（新規指定時、指定更新時および変更時に提出されているもの等をいう。）については再提出を求めない。また、介護保険施設等において作成、保存等が行われている各種書面について、当該書面に代えて電磁的記録により管理されている場合は、ディスプレイ上

で内容を確認することとし、別途、印刷した書類等の準備や提出は求めない。

(イ) 利用者等の記録等の確認

利用者等へのサービスの質を確認するためにその記録等を確認する場合は、特に必要と判断する場合を除き、対象は原則として3名以内とする。ただし、居宅介護支援事業所については、原則として介護支援専門員1人当たり1名から2名までの利用者についてその記録等を確認する。

(ロ) 事務受託法人の活用

実施体制等により単独での実施が困難な場合や第5条第2号イで規定する実施頻度で実施することが困難な場合は、事務受託法人を活用する。

エ 指導結果の通知等

運営指導の結果、人員、施設および設備または運営について改善を要すると認められる事項および介護報酬請求について、不正には当たらない軽微な誤りが認められ過誤による調整を要すると認められる場合には、後日、文書によりその旨の通知を行うものとする。

オ 報告書の提出

当該介護保険施設等に対してエにより通知した事項については、原則として当該通知が到達した日から30日以内に、改善状況報告書の提出を求めるものとする。

カ 指導体制

運営指導は、2名以上の指導班を編成して実施する。

(調査書類の提出)

第9条 運営指導等の実施に当たって、介護保険施設等にあらかじめ指導に必要な書類の提出を求めることができる。

(監査への変更)

第10条 運営指導を実施中につき当該状況を確認した場合は、運営指導を中止し、直ちに監査を行い、事実関係の調査および確認を行うものとする。

- (1) 区長が定める介護給付等対象サービスの事業の人員、施設および設備ならびに運営に関する基準に従っていない状況が著しいと認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (2) 介護報酬請求について、不正を行っているとして認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (3) 不正の手段による指定等を受けているとして認められる場合またはその疑いがあると認められる場合
- (4) 高齢者虐待等により、利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼしていると認められる場合またはその疑いがあると認められる場合

(指導に当たっての留意点)

第10条の2 指導は、別に定める指導に関するマニュアルに基づき行うものとし、特に下記の事項に留意するものとする。

- (1) 高圧的な言動は控え、改善が必要な事項に対する指導や、より良いケア等を促す助言

等については、介護保険施設等との共通認識が得られるよう留意する。

- (2) 適正な事業運営等に関し効果的な取組を行っている介護保険施設等については、積極的に評価し、他の介護保険施設等へも紹介する等、介護サービスの質の向上に向けた指導を行う。
- (3) 運営指導は、指導基準等に基づき行うものとし、担当職員の主観に基づく指導や、当該介護保険施設等に対する前回の指導内容と根拠なく大きく異なる指導は行わない。
- (4) 運営指導における個々の指導に当たっては、具体的な状況や理由を聴取し、根拠規定やその趣旨・目的等について懇切丁寧な説明を行う。
- (5) 運営指導の際、介護保険施設等の出席者については、必ずしも事前に通知した者に限定することなく、実情に詳しい従業者や介護保険施設等を経営する法人の労務・会計等の担当者が同席することを可能とする。

(監査方針)

第11条 監査は、介護給付等対象サービスの内容について、指定取消し等の各規定に該当する内容であると認められる場合もしくはその疑いがあると認められる場合（以下「指定基準違反等」という。）、介護報酬等の請求について不正もしくは著しい不当が疑われる場合、または介護給付等対象サービスの利用者または入所者もしくは入居者（以下「利用者等」という。）について高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号。以下「高齢者虐待防止法」という。）に基づき区が虐待の認定を行った場合もしくは高齢者虐待等により利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる場合（以下「人格尊重義務違反」という。）において、区が、当該介護保険施設等に対し報告もしくは帳簿書類の提出もしくは提示を命じ、出頭を求め、または当該職員に関係者に対して質問させ、もしくは当該介護保険施設等に立ち入り、その設備もしくは帳簿書類その他の物件の検査（以下「立入検査等」という。）を行い、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を行うことを方針とする。

(監査の選定基準)

第12条 監査は、つぎに掲げる情報等から指定基準違反等または人格尊重義務違反の確認について必要があると認める場合に立入検査等により行う。

(1) 要確認情報

- ア 通報、苦情、相談等に基づく情報
- イ 高齢者虐待防止法に基づき虐待を認定した場合または高齢者虐待等により利用者等の生命または身体の安全に危害を及ぼしている疑いがあると認められる情報
- ウ 国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）、地域包括支援センター等へ寄せられる苦情
- エ 連合会および保険者からの通報情報
- オ 介護給付費適正化システムの分析から特異傾向を示す介護保険施設等
- カ 法第115条の35第4項の規定に該当する報告の拒否等に関する情報

(2) 運営指導における情報

法第23条により指導を行った場合に、区が介護保険施設等において認めた（その疑い

がある場合を含む。) 指定基準違反等および人格尊重義務違反

(3) 業務管理体制の不適切な整備・運用状況

(監査方法等)

第13条 監査の実施方法は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 指定の権限がある介護保険施設等に対する監査

ア 実施通知

監査の対象となる介護保険施設等を決定したときは、つぎに掲げる事項を文書により、監査開始時に通知する。ただし、法第23条により運営指導を実施中に監査に移行した場合は、口頭により当該事項を含め監査を実施する旨通告する。

(ア) 監査の根拠規定

(イ) 監査の日時および場所

(ロ) 監査担当者

(ハ) 監査対象介護保険施設等の出席者（役職名等で可）

(ニ) 必要な書類等

(ホ) 虚偽の報告または答弁、検査忌避等に関する罰則規定

イ 情報提供等

監査の実施に当たっては、事前に、関係する保険者および監査の対象が指定地域密着型サービス事業者等または指定地域密着型介護予防サービス事業者等の場合は当該事業者を指定している全ての区市町村長に情報提供を行い、必要に応じ同時に監査を実施する等の連携を図るものとする。

(2) 指定権限等が都道府県にある介護保険施設等に対する区による監査

ア 実施通知

前号アに準ずる。

イ 情報提供等

指定または許可の権限が都道府県にある指定居宅サービス事業者等、指定介護老人福祉施設開設者等、介護老人保健施設開設者等、介護医療院開設者等、指定介護療養型医療施設開設者等および指定介護予防サービス事業者等について、監査を行う場合、都道府県知事に対し事前に実施する旨の情報提供を行い、連携を図るものとする。

ウ 都道府県への通知

監査により指定基準違反等または人格尊重義務違反と認めるときは、文書によって都道府県知事に通知する。ただし、都道府県と区が同時に監査を行っている場合には、省略することができる。

(行政上の措置)

第14条 監査後の行政上の措置は、つぎに定めるところによる。

(1) 勧告

ア 介護保険施設等に指定基準違反等（介護報酬の請求に関することを除く。）の事実が確認された場合、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、文書により基準の遵守等の措置をとるべきことを勧告することができる。

イ アの規定による勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

ウ アの規定による勧告を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(2) 命令

ア 前号の規定による勧告を受けた介護保険施設等が正当な理由がなく当該勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護保険施設等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命令することができる。

イ アの規定による命令をした場合には、その旨を公示しなければならない。

ウ アの規定による命令を受けた場合において、当該サービス事業者等は、期限内に文書により報告を行うものとする。

(3) 指定の取消し等

指定基準違反等または人格尊重義務違反の内容等が、法第78条の10、第84条第1項、第115条の19、第115条の29および第115条の45の9の規定に該当する場合においては、当該介護保険施設等に係る指定を取り消し、または期間を定めてその指定の全部もしくは一部の効力の停止をすることができる。

(4) 行政上の措置の公表等

監査の結果、前号の規定による指定取消し等の処分を行ったときは、法の規定に基づき速やかにその旨を公示する。この場合において、法第78条の11第4号および第115条の20第3号に該当する場合は、その旨を東京都知事に対し届け出る。

(5) その他

監査の結果については、文書により通知する。ただし、第1号から第3号までに該当する場合は、それらの通知に代えることができる。また、第1号から第3号までに該当しない、改善を要すると認められた事項については、その旨を通知し期限を定めて報告を求めるものとする。

(聴聞等)

第15条 監査の結果、当該介護保険施設等が取消処分等に該当すると認められる場合は、監査後、取消処分等の予定者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項各号の規定に基づき聴聞または弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号のいずれかに該当するときは、これらの規定は適用しないものとする。

(経済上の措置)

第16条 監査後の経済上の措置は、つぎに定めるとおりとする。

(1) 不正利得となる返還金の徴収の要請

取消処分等（命令を除く。）を行った場合に、当該介護保険施設等が法第22条第3項に規定する偽りその他不正の行為により介護報酬の支払を受けている場合には、その支払った額につきその返還させるべき額を不正利得とし、当該支払に関係する保険者に対し、当該不正利得の徴収を行うよう要請するものとする。

(2) 返還金の徴収方法

前号の不正利得については、原則として、法第22条第3項の規定により当該返還させ

るべき額に100分の40を乗じて得た額を併せて徴収するものとする。

- (3) 返還の対象となった介護報酬に係る要介護者等が支払った自己負担額に過払いが生じている場合には、監査対象となったサービス介護保険施設等に対して、当該自己負担額における過払いを要介護者等に返還するよう指導するものとする。

(指定取消し等処分ができる事由)

第17条 指定基準に従った適正な運営が行われておらず、指定取消し等処分ができる事由は、つぎに定めるとおりとする。

- (1) 法第78条の10各号に該当する場合
- (2) 法第84条第1項各号に該当する場合
- (3) 法第115条の19各号に該当する場合
- (4) 法第115条の29各号に該当する場合
- (5) 法第115条の45の9各号に該当する場合
- (6) 利用者の生命または身体の安全に危害を及ぼすおそれがある場合

(都道府県への通知)

第18条 指導または監査を行った結果、つぎに該当すると認めるときは、その旨を当該事業所の所在地の都道府県知事に通知する。

- (1) 法第74条第1項、第88条第1項、第97条第2項および第115条の4第1項ならびに旧法第110条第1項で定める員数を満たしていない場合
- (2) 法第74条第2項、第88条第2項、第97条第3項、第111条第3項および第115条の4第2項ならびに旧法第110条第2項に規定する基準に従った適正な運営がなされていない場合
- (3) 法第77条第1項、第92条第1項、第104条第1項、第114条の6第1項および第115条の9第1項ならびに旧法第114条第1項各号のいずれかに該当する場合
- (4) 法第100条第3項および第114条の2第3項に該当する場合

(関係機関等との連携)

第19条 指導の効果を高めるために、東京都および他の保険者ならびに連合会との連携を図るものとする。

2 指導等の実施状況等については、必要に応じて厚生労働省および東京都に報告するものとする。

3 業務管理体制の整備に係る指導および監査に当たり、介護保険施設の指定権者等と当該事業者の業務管理体制監督権者が異なる場合においては、円滑に業務を遂行するため、情報共有や情報提供等により、関係機関等との連携を十分に図る。

(監査に当たっての留意事項)

第19条の2 法第197条第2項の規定に基づき、監査および行政措置の実施状況について、厚生労働省老健局総務課介護保険指導室に報告する。

(指導および監査情報の提供)

第20条 指導および監査に関する情報は、関係部課のほか、必要に応じて、介護保険施設等の事業活動区域に該当する他の区市町村（保険者）に提供する。

- 2 指導および監査の結果に係る事業所等の名称、指摘事項、改善状況等の情報については、今後の介護保険施設等への指導等に支障があると認めた場合を除き、区ホームページに掲載し、区民へ広く提供する。

(検査証の携帯)

第21条 区長は、法第42条第4項、第42条の3第3項、第45条第8項、第47条第4項、第49条第3項、第54条第4項、第54条の3第3項、第57条第8項、第59条第4項、第76条第1項、第78条の7第1項、第83条第1項、第90条第1項、第100条第1項、第114条の2第1項、第115条の7第1項、第115条の17第1項、第115条の27第1項、第115条の33第1項および第115条の45の7第1項ならびに旧法第112条第1項に規定する監査を行うときは、当該監査を行う職員に練馬区介護保険検査証(様式)を携帯させるものとする。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月10日から施行する。
- 2 練馬区介護老人保健施設指導監査実施要綱(平成12年10月27日練保計発第170号)は、廃止する。

付 則(平成24年3月30日23練福介第6092号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則(令和2年3月31日1練福介第7944号)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則(令和3年4月22日3練福管第10017号)

この要綱は、令和3年5月1日から施行する。

付 則(令和4年8月10日4練福管第10176号)

この要綱は、令和4年8月10日から施行し、同年4月1日から適用する。